

平成 3 1 年第 2 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 3 1 年 2 月 2 6 日)

召集年月日 平成31年2月26日(火)

召集の場所 おおい町役場 正庁ホール

開会 平成31年2月26日 午後2時55分

閉会 平成31年2月26日 午後3時30分

出席農業委員(9名)

1番 早川和夫(会長) 2番 溝口智也 3番 菅原儀左エ門  
4番 岡秀夫 6番 神野淳一 8番 松宮重信(職務代理)  
10番 木村憲雄 12番 松井厚雄 14番 古池洋子

欠席委員(2名)

9番 細川正博 11番 櫻井隆治

出席事務局

次長 井関哲也 書記 堂脇幸汰

提出議案

議案第2号 平成31年農作業標準賃金及び標準料金の決定について  
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び  
所有権移転許可申請審議について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び  
所有権移転許可申請審議について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる農地利用集積計画審議について  
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる農地利用集積計画審議について  
議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第  
3項の規定による農用地利用配分計画について  
議案第9号 大飯農業振興地域整備計画の変更について  
報告第3号 農地変換届について

事務局長

皆さんご苦勞様です。ただ今から、平成31年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、9番 細川委員、11番 櫻井委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております8議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成31年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、9名でございます。おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、4番 岡委員さんと12番 松井委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長

日程2 議案第2号 平成31年農作業標準賃金及び標準料金の決定について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次 長

はい、議長。

(議案朗読)

議案第2号は、平成31年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるもので、毎年、福井県農業会議の公表する指針と近隣の市町の動向を参考に定めております。

はじめに、追加でお配りした資料をご覧ください。

こちらは、福井県農業会議から本年1月28日付で送付された農作業標準料金指針において公表された、平成31年版農作業標準料金でございます。

農作業標準料金は、作業区分ごとに機械や施設利用経費に、オペレーター、一般作業者等の単位当たり所用労働賃金を加えて算出したものでございます。

県農業会議の農作業標準料金指針によりますと、平成31年版農作業標準料金の策定にあたっては、変動費(燃料費、潤滑油費)及び一部の農作業機械価格の上昇等を反映しつつ、福井県「特定高性能農業機械導入計画及び参考資料」に基づき、担い手の育成に配慮しながら試算を行った。

また、農作業の受託者、委託者の双方においては、担い手の経営基盤の安定のため、農作業の受委託が農地の貸借(利用権設定等)による規模拡大へ進んでいくことが重要であることと、今後とも農作業の受委託が円滑に行われ、一層の効率化と経費の確立に資するよう、さらに担い手等に農地の面的集積が拡大していくことが必要である。

以上のような近時の農業・経済情勢を考慮し、平成31年版の農作業標準料金は、昨年と比較して引上げの傾向となった、としております。

参考に、「耕起・代かき」が300円、「育苗」「田植え」「収穫」「乾燥」「もみ摺」がそれぞれ100円の引き上げとなっております。

なお、記載はございませんが、オペレーター標準賃金については、一日当たり20,000円、補助員賃金が8,928円でございます。こちらは同額となっております。

次に、資料が前後して申し訳ありませんが、資料2-

3をご覧ください。こちらは、前年の嶺南各市町の標準料金の一覧となっております。

ご覧いただきますように、従来から、本町の標準料金は、県農業会議の示す標準料金を上回る設定がされておりますが、これは、町内の圃場は、団地面積や傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件が不利であることに起因すると思われまます。

次に資料2-2に戻っていただきまして、こちらが本町の平成31年農作業標準料金（案）となっております。

県農業会議の平成31年農作業標準料金については、引上げ傾向となっておりますが、資料2-3にありますように、本町を含め嶺南の各市町の農作業標準料金は同程度で設定されていることなどを勘案いたしまして、本町における平成31年の農作業標準賃金及び標準料金については、前年と同額といたしました。

議長 事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 議案第2号の農作業標準賃金及び標準料金については、議案資料のとおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第2号 農作業標準賃金及び標準料金については、原案のとおりとすることに決定致します。

なお、この決定につきましては、農業委員長名で公告することにより、周知を図ることとなります。

[日程 3]

議長 日程3 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。  
議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長

議案第3号は、〇〇の〇〇氏の所有する農地を、同じく〇〇の〇〇氏が取得するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長。

(議案朗読)

許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員 はい。

この申請につきましては、22日に古池委員と現地を確認いたしました。

当該農地は〇〇氏が現在耕作している農地の隣の農地であり、その農地と合わせて当該農地も耕作できると見込まれますので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 4]

議長 日程4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議

題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次 長

はい、議長

議案第4号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏の所有する申請地に建売分譲住宅を建築するため取得するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書 記

はい、議長。

(議案朗読)

この申請地の農地区分につきましては、申請地から300m以内におおい町役場があることから、市街地の区域内にある農地として第3種農地に該当します。よって、転用可能と判断いたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員

はい。

この申請につきましては、22日に古池委員と現地を確認いたしました。

申請地は現在、耕作がされておらず、農地としての生産性も低いと思われ、転用は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第4号 農地

法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 5]

議長 日程5 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

次長 はい、議長  
議案第5号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地に、同じく〇〇の〇〇氏が駐車場を建設しているため転用するものがあります。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長  
(議案朗読)

この農地につきましては、資料14ページのとおり、既に駐車場が設置されており、申請内容によりますと、平成〇〇年〇〇月に会社を法人化し、事業規模の拡大に伴い、従業員の駐車場が広く必要になったため建設したとのことです。始末書を添付しての今回の申請となっております。

この申請地の農地区分につきましては、申請地は土地改良がされていない小集団の農地として第2種農地の「その他の農地」に該当します。第2種農地は代替性がない場合に許可できますが、現在、申請地以外に駐車場を設置できる土地はなく、〇〇区の立地状況を鑑みても代替性はなく、転用可能であると判断します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

菅原委員 はい。

この申請につきましても、22日に古池委員と現地を確認いたしました。

駐車場として使用しているとのことで、他に譲受人の会社の近くで駐車場を設置できる土地を探すことは難しく、



転用はやむを得ないものと判断します。

議 長 ご報告ありがとうございました。  
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告  
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

議 長 会社と申請地との距離はどれくらいあるのか。

次 長 約500m離れており、自宅は申請地の近くである。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ  
んか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第5号 農地  
法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許  
可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達  
するものと決定します。

[日程 6]

議 長 日程6 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条  
第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議  
題とします。

この案件はおおい町長から同意を求められたものであり  
ます。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願い  
します。

次 長 はい、議長  
議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づ  
いて利用権を設定するものであります。  
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい。

(議案朗読)

今回の設定は、〇〇・〇〇集落の担い手による始期が平成〇〇年〇〇月〇〇日からの新規設定が2筆、〇〇集落の担い手によるその他設定(所有権移転)が1筆の計3件でしたが、〇〇区のその他設定の1筆につきましては、現在、畑地変換の工事中で農地の状況が判断できませんでしたので、工事完了届の受領後に再度現地を確認し審議していただきたいと考えます。

〇〇、〇〇集落の利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をしていただいておりますのでご報告願います。

菅原委員 　　はい。  
この申請につきましても、22日に古池委員と現地を確認いたしましたして、〇〇区のその他設定の1筆を除き、農地の利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。  
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 　　〇〇区の1件について、これは所有権移転が完了しているのか。

次 長 　　農業経営基盤強化促進法により、所有権移転するものであるが、現地確認を行ったところ現在工事中であったので、工事完了後再度申請する旨を本人に伝えた。

松宮委員 　　3条申請は必要ないのか。

次 長 条件を満たせば農業経営基盤強化促進法でも所有権移転出来る。

議 長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画に係る意見照会については、町へ同意することといたします。

[日程 7・日程 8]

議 長 日程7 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。

この案件は、日程8 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画についてに係る意見照会について と併せておおい町長から同意を求められたものでありまして、2議案の一括審議といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

次 長 はい、議長。

議案第7号は、所有者と福井県農地中間管理機構の間で〇〇・〇〇地係の農地27筆の利用権を設定するものであります。

また、議案第8号は、農地中間管理機構から受け手となる〇〇氏及び〇〇氏に貸し付けるにあたり、農地の配分について意見を求められているものであります。

詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長。

(議案朗読)

今回の設定は、始期が平成〇〇年〇〇月〇〇日からの  
27件で、期間は〇〇年間となっています。

この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用  
が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であ  
り、地域調和も図られるなど、いずれも農地法第3条第2  
項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤  
の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につ  
きまして、農地委員さんに現地確認をしていただいております  
のでご報告願います。

菅原委員 　　はい。  
本件につきましても、22日に古池委員と現地を確認い  
たしました。

　　いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地  
であると判断いたしました。

議 長 　　ご報告ありがとうございました。  
それでは、議案第7号、第8号につきまして、ご意見、  
ご質問はございませんか。

松宮委員 　　貸し手と中間管理機構の契約内容はどのようなものか。

次 長 　　本来は貸し手が中間管理機構に農地を預け中間管理機構  
が担い手を探し農地を貸付するが福井県では貸し手が自ら  
耕作者を探しマッチングしている状態で中間管理機構に間  
に入ってもらっている。終期に関しては期間が過ぎると貸  
し手、借り手双方とも中間管理機構に相談を行うことにな  
る。

松宮委員 　　資料の中で再度設定になっているところがあるが、中管  
理機構との契約なので、再度設定というのはおかしいので  
はないか。

次 長 　　一度確認し、後日報告させていただく。

松宮委員 　　〇〇の現在の集積状況は。

書記 資料がないので、後日報告させていただきます。

議長 次回の委員会で報告をお願いしたい。

議長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議 及び 議案第8号 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、町へ同意することといたします。

[日程 9]

議長 日程9 議案9号 大飯農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

本案は、おおい町長から意見を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

次 長 はい、議長

議案9号は、〇〇の農地について大飯農業振興地域整備計画の変更を行うものであります。

本案は、〇〇 〇〇 〇〇から〇〇区の農地15筆について、今後においても集積を図りながら一体的に営農を続けていくにあたり、農振農用地へ編入させたいとの申請があったもので、申請地は、土地改良総合整備事業（平成〇〇年〇〇月〇〇日工事完了）が実施された10ha以上の集団の農地の一部であることから編入できるものと考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につ

きまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員

はい。

この申請につきましても、22日に古池委員と現地を確認いたしました。

申請地は、現在、田としてよく管理されておりますので、問題ないものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員

土地改良を行った時に、除外申請したように思えるが。

次長

年数が経過しているなので、詳しい内容は把握出来ていない。

松宮委員

除外案件で現在他に聞いているものはあるか。

次長

何件か聞いているが、1件ずつ対応していくのは大変なので、何件かでまとめて申請させていただく。

議長

他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第9号 大飯農業振興地域整備計画の変更については、特段の意見なしとして回答することといたします。

[日程 10]

議長

日程10 報告第3号 農地変換届について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第3号は、〇〇地域の6筆を畑にする届でございます。  
す。  
詳細につきまして書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

議長 町外者の方について、耕作者は決まっているのか。

書記 ④については、〇〇さん、⑥については申請者の〇〇が  
耕作されると聞いております。

議長 他に、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日  
程を終了いたします。

議長 それではこれで、平成31年第2回の委員会を終了いた  
します。慎重審議ありがとうございました。